

公立大学法人奈良県立医科大学の各事業年度の業務の実績に関する評価に係る実施要領
(案)

奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会

奈良県公立大学法人奈良県立医科大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）が行う公立大学法人奈良県立医科大学（以下「法人」という。）の各事業年度の業務の実績に関する評価（以下「年度評価」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

1 評価方針

年度評価は、次に掲げる方針により行う。

- (1) 大学の教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性に配慮しつつ、法人の継続的な質的向上に資する。
- (2) 中期計画に定めた価値目標項目及び項目ごとの各年度における具体的な実施状況について調査・分析し、進捗状況等の達成度を踏まえた業務全体を評価することにより、業務運営の改善、充実に資する。
- (3) 評価の過程を通じて、法人の業務達成に向けての取組、進捗状況を明確にすることにより、県民への説明責任を果たす。
- (4) 評価に関する作業が法人の過重な負担とならないように配慮する

2 評価方法

各事業年度の評価は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第八号）第七十八条の第二項に規定する報告書（以下「業務実績等報告書」という。）に基づき、当該年度における中期計画及び年度計画の進捗状況を確認するために価値目標項目及び各項目の評価（以下、各価値目標項目の評価を「価値目標項目別評価」、各項目の評価を「項目別評価」という。）を行うとともに、法人の業務の実績全体について総合的な評価（以下「全体評価」という。）を行うことにより実施する。

(1) 法人による自己評価

ア 年度計画項目別評価

法人は、業務実績等報告書において年度計画の記載事項ごとに次の5段階によりその進行状況を示すとともに、そのように判断した理由を記載する。

- S 年度計画を上回って実施している
- A 年度計画を十分に実施している
- B 年度計画をおおむね実施している
- C 年度計画を十分には実施していない
- D 年度計画を大幅に下回っている。又は、年度計画を実施していない

イ 実現目標項目別評価

法人は、業務実績等報告書において、中期計画における実現目標について、表1の5種類に区分し、表2の5段階によりその進行状況を示すこととする。

(表1)

評価区分	内容
区分(a)	おおむね計画を達成した場合をB評価として、±20%の範囲で評価するもの
区分(b)	評価年度までの平均値で、区分(a)と同範囲で評価するもの
区分(c)	区分(a)ではS評価の達成が不可能なもの(計画を上回ることができないもの)
区分(d)	区分(a)ではS評価の達成が不可能なもの(区分(c)に該当しないもの)
区分(e)	定性的な目標等にかかるもの

(表2)

評価	基準
S	区分(a) 計画の120%以上の達成 区分(b) 計画の120%以上の達成 区分(c) 計画の100%の達成 区分(d) 計画の105%以上の達成 区分(e) 実績が計画を大幅に上回っていると認められるもの
A	区分(a) 計画の105～120%未満の達成 区分(b) 計画の105～120%未満の達成 区分(c) 計画の95～100%未満の達成 区分(d) 計画の100～105%未満の達成 区分(e) 実績が計画を上回っているとみとめられるもの
B	区分(a) 計画の95～105%未満の達成 区分(b) 計画の95～105%未満の達成 区分(c) 計画の90～95%未満の達成 区分(d) 計画の90～100%未満の達成 区分(e) 実績がおおむね計画を達成していると認められるもの
C	区分(a) 計画の80～95%未満の達成 区分(b) 計画の80～95%未満の達成 区分(c) 計画の80～90%未満の達成 区分(d) 計画の80～90%未満の達成 区分(e) 実績が計画を下回っているもの

D	区分(a)	計画の80%未満の達成
	区分(b)	計画の80%未満の達成
	区分(c)	計画の80%未満の達成
	区分(d)	計画の80%未満の達成
	区分(e)	実績が計画を大幅に下回っているもの

ウ 価値目標項目別評価

法人は、年度計画及び実現目標項目別評価を踏まえ、次の5種類によりその進行状況を示すこととする。

- S 価値目標の達成に向けて特筆すべき進行状況にある
- A 価値目標の達成に向けて順調に進んでいる
- B 価値目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる
- C 価値目標の達成のためにはやや遅れている
- D 価値目標の達成のためには重大な改善事項がある

(2) 評価委員会による評価

ア 価値目標項目別評価

業務実績等報告書の検証を踏まえ、価値目標項目別に進捗状況・成果を下記の5段階で評定する。評定は、委員が各自で価値目標項目別に評価した後、評価委員会で検討して決定するものとする。

- S 価値目標の達成に向けて特筆すべき進行状況にある
- A 価値目標の達成に向けて順調に進んでいる
- B 価値目標の達成に向けておおむね順調に進んでいる
- C 価値目標の達成のためにはやや遅れている
- D 価値目標の達成のためには重大な改善事項がある

イ 項目別評価

価値目標項目別評価の結果を踏まえ、項目別に進行状況・成果を次の5段階で評定する。評定は、評価委員会で検討して決定するものとする。また、各項目において、当該年度の注目される取組及び課題を列挙する。

- V 中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進行状況にある
- IV 中期目標・中期計画の達成に向けて順調に進んでいる
- III 中期目標・中期計画の達成に向けておおむね順調に進んでいる
- II 中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている
- I 中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある

ウ 全体評価

全体評価は、**価値目標項目別及び項目別評価**を踏まえつつ、法人の中期計画の進捗状況全体について、記述式により評価を行う。

その際、理事長のリーダーシップの下、機動的・戦略的な運営を目指した**取組**、県民に対する説明責任を重視した社会に開かれた運営を目指した**取組**及びそれらが機能しているかどうかや教育研究等の質の向上に向けた特色ある**取組**等について積極的に評価する。

3 年度評価の進め方

評価のスケジュールについては、原則として次のとおりとする。

- ①法人は、6月末までに**業務実績等**報告書を評価委員会に提出する。
- ②7月及び8月に評価委員会を開催し、年度評価を検討する。
- ③9月初めに年度評価を決定する。
- ④9月末までに年度評価の結果を公表する。